

山口県報

令和8年
3月27日
(金曜日)

目次

- 規則
医療法施行細則の一部を改正する規則(医務保険課)……………一
山口県立萩看護学校学則の一部を改正する規則(医務保険課)……………六
身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………六
- 告示
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなければならない区域の指定(環境政策課)……………七
漁業災害補償法第百五条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示
の一部改正(農林水産政策課)……………七
漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(農林水産政策課)……………八
解除予定保安林(美祢市)(森林整備課)……………八
保安林の指定(萩市)(森林整備課)……………八
漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意(水産振興課)……………八
道路の区域の変更(道路整備課)……………八
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課)……………九
道路の位置の指定(建築指導課)……………一〇
山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)……………一〇
- 公告
山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の指定(健康増進課)……………一〇
土地改良事業の工事の完了(農村整備課)……………一一
国営緊急農地再編整備事業(南周防地区伊保庄第一換地区)換地計画書の縦覧
(農村整備課)……………一一
公共測量の実施(十四件)(監理課)……………一一
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………一五



医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第九号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(昭和五十八年山口県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号の二の次に次の二号を加える。

五の三 省令第二十七条の三第一項に規定する場合は法第十五条第三項の規定による届出 診療用放射性同位元素使用器具設置届(別記第三十三号様式の三)

五の四 省令第二十七条の三第二項に規定する場合は法第十五条第三項の規定による届出 診療用放射性同位元素使用器具翌年使用届(別記第三十三号様式の四)

第四条第八号中「第二十九条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第九号中「第二十九条第二項」を「第二十九条第一項又は第三項」に改め、同条第十号中「診療用放射性同位元素廃止後措置届(別記第三十八号様式) 又は」を「診療用放射性同位元素使用器具廃止後措置届(別記第三十八号様式)、診療用放射性同位元素廃止後措置届(別記第三十八号様式) 又は」に改める。

別記第三十三号様式の二の次に次の二様式を加える。

(第3面)

区分		構造概要		構造又は材料	厚さ(cm)
天	井				
床					
東					
西					
南					
北					
出入口の扉					
その他の開口部					
突起物・くぼみ		有		無	
目地等のすきま		有		無	
平滑加工をした表面仕上げ		有		無	
耐腐食性・耐浸透性		有		無	
面壁等の外側における実効線量		1mSv/週以下・1mSv/週超			
出入口の数		通常出入口	箇所/非常口	箇所	
汚染検査用放射線測定器		有()	無		
汚染除去用器材		有()	無		
更衣設備		有		無	
汚染除去用洗浄設備		有		無	
標識		有		無	
放射線障害の防止に必要な注意事項の揭示		有		無	

放射線治療病室の障害防止に関する構造設備

(第4面)

貯蔵施設の種類	貯蔵施設の場所	貯蔵室・貯蔵箱・その他()
貯蔵施設	別添のとおり	
貯蔵施設の外側における実効線量	1mSv/週以下・1mSv/週超	
主要構造部等	耐火構造・その他()	
出入口の数	通常出入口 箇所/非常口 箇所	
特定防火設備に該当する防火戸	有・無	
閉鎖設備又は器具	鍵・その他()	
構造	耐火性・その他()	
貯蔵箱等	開放時における実効線量(距離1m)	100 μ Sv/時以下・100 μ Sv/時超
閉鎖設備又は器具	鍵・その他()	
遮蔽材料		
貯蔵時における実効線量(距離1m)	100 μ Sv/時以下・100 μ Sv/時超	
空気汚染防止構造	有・無	
液体のこぼれ防止構造	有・無	
浸透防止材料の利用	有・無	
受皿	有・無	
標識	有・無	
放射線同位元素の種類及び数量の表示	有・無	
標識	有・無	
放射線障害の防止に必要な注意事項の揭示	有・無	
空気汚染防止構造	有・無	
運搬時における実効線量(距離1m)	100 μ Sv/時以下・100 μ Sv/時超	
液体のこぼれ防止構造	有・無	
浸透防止材料の利用	有・無	
標識	有・無	
放射性同位元素の種類及び数量の表示	有・無	

運搬容器の障害防止に関する構造設備

廃棄施設の外側における実効線量		1 mSv/週以下・1 mSv/週超
排液中又は排水中の放射性同位元素の濃度	医療法施行規則第30条の26第1項に規定する濃度以下・医療法施行規則第30条の26第1項に規定する濃度超	
排水監視設備	有	無
排水の漏れにくい構造、浸透及び腐食防止材料の利用	有	無
排水設備	有	無
排液採取設備	有	無
排液流出調節装置	有	無
排液処理槽	有	無
開口部の蓋	有	無
周辺立入制限設備	有	無
排気中又は空気中の放射性同位元素の濃度	医療法施行規則第30条の26第1項に規定する濃度以下・医療法施行規則第30条の26第1項に規定する濃度超	
排気監視設備	有	無
常時立ち入る場所における空気中の放射性同位元素の濃度	医療法施行規則第30条の26第2項に規定する濃度以下・医療法施行規則第30条の26第2項に規定する濃度超	
気体の漏れにくい構造、腐食防止材料の利用	有	無
自動ダンパー装置等	有	無
標識	有	無
外部と区画された構造	有	無
閉鎖設備又は器具	鍵・その他 ()	
耐火性の構造	有	無
空気汚染防止構造	有	無
液体のこぼれ防止構造	有	無
浸透防止材料の利用	有	無
標識	有	無
標識	有	無
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	有	無

(第5面)

管理区域を設ける場所	別添のとおり
境界における実効線量	1.3mSv/3月以下・1.3mSv/3月超
境界における空気中の放射性同位元素の3月間についての平均濃度	医療法施行規則第30条の26第2項に規定する濃度の1/10以下・医療法施行規則第30条の26第2項に規定する濃度の1/10超
境界における放射性同位元素によって汚染される物の表面密度	医療法施行規則第30条の26第6項に規定する表面密度の1/10以下・医療法施行規則第30条の26第6項に規定する表面密度の1/10超
管理区域	有
立入制限措置	有
敷地内の居住区域及び敷地の境界における実効線量	250 μ Sv/3月以下・250 μ Sv/3月超
入院患者の被ばくする放射線(診療により被ばくする放射線を除く。)	1.3mSv/3月以下・1.3mSv/3月超
治療中の患者への標示	有
防護器具	遮蔽用器具・その他 ()
従事者等の被ばく防止	リアルタイム・ポータブル線量計・ハンドカウンタ・その他 ()

(第6面)

添付書類
 / 診療用放射性同位元素使用器具使用室、貯蔵施設、廃棄施設及び放射線治療病室の周辺図
 (隣室名及び上階又は下階の室名並びに周囲の状況を明記し、管理区域を設けた場合は、その区域及び標識の位置を朱線で記入したもの)
 2 診療用放射性同位元素使用器具使用室、廃棄施設及び放射線治療病室の見取図
 3 排水及び排気の系統図
 4 診療用放射性同位元素使用器具使用室、廃棄施設及び放射線治療病室の遮蔽能力計算書
 5 貯蔵室を設けた場合にあつては、その見取図及び遮蔽能力計算書
 6 排水設備又は排気設備を設けた場合にあつては、それらの放射性同位元素の濃度希釈能力を計算した書類
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

療用放射性同位元素使用器具 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用器具
「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」を「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」に改める。
「診療用放射性同位元素使用器具」に改める。
「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

山口県立萩看護学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第十号

山口県立萩看護学校学則の一部を改正する規則

山口県立萩看護学校学則(平成六年山口県規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二十条」を「第二十条の二」に改める。
第五章中第二十条の次に次の一条を加える。
(専門士の称号)
第二十条の二 看護学校の教育課程を修了した者は、専門士と称することができる。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第十一号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年山口県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「公示」を「公表」に改め、同条中「山口県報により告示」を「公

表」に改める。

第三条第二項中「及び予告期間の終了の年月日を山口県報により告示」を「公表」に改める。

第四条中「別記第二号様式による」を「指定医師である旨の」に改める。

別記第二号様式を次のように改める。

第2号様式 削除

別記第二号様式中「(電話 局 番)」を

「(電話 - -)」及び「氏名」を

「氏名 (男・女)」に改める。

別記第二号様式中「(生じ、又は)」や「生じた場合、」及び「至つた場合」や「至つた場合又は再認定の期日が到来した場合」及び

郵便番号

住所 氏名

申請者 氏名

(電話 局 番)

個人番号

郵便番号

住所

続柄

生年月日 年 月 日生

(電話 - -)

個人番号 「第10条第1項」や「第10条第3項」

15歳未満の児童

氏名 生年月日 年 月 日生

個人番号

「2 新たな障害を有するに至つた。」や「3 再認定の期日が到来した。」

に改め、同様式(その一)の添付書類中の「身体」や「この申請に係る身体」及び「同様式(その一)の注一中「、申請者が身体に障害のある者である場合にのみ」を「及び「こと。」や「こと。なお、この申請に係る身体に障害のある者が15歳未満の児童

の場合は、申請者（保護者）の個人番号を記入しないこと。」に改め、同注3を削る。

「別記第四号様式（ネ611）中 申請者 住所 郵便番号
氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名
（電話） 局 番）
個人番号 個人番号
を

郵便番号
申請者 住所
続柄
氏名

生年月日 年 月 日生
（電話） - - - - -)

に改め、同様式（その二）の注1中、「申

個人番号

15歳未満の児童
氏名
生年月日 年 月 日生
個人番号

申請者が身体に障害のある者である場合にのみ「やぶらぐ」「こと。」や「こと。」を「こと。」なお、この申請に係る身体に障害のある者が15歳未満の児童の場合は、申請者（保護者）の個人番号を記入しないこと。」に改め、同注3を削る。

別記第五号様式（電話）局 番）」や
「（電話） - - - - -）」

交付番号	第 号	交付年月日	年 月 日
交付番号	第 号	交付年月日	年 月 日
手帳所持者氏名		生年月日	年 月 日

「死亡した。」や「死亡した（ 年 月 日）。」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第百六十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 副政

- 一 形質変更時要届出区域
周南市那智町二二三三五の一部
- 二 特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

山口県告示第百六十一号

漁業災害補償法第百五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告示（平成十五年山口県告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 副政

表中

安下庄区域 （山口県漁業協同組合の地区のうち周防大島町大字西安下庄及び大字東安下庄の地域）	2 / 主として船びき網を使用して営む漁業 / に掲げる漁業以外の漁業
安下庄区域 （山口県漁業協同組合の地区のうち周防大島町大字西安下庄及び大字東安下庄の地域）	3 2 / 主として船びき網を使用して営む漁業 / 及び2に掲げる漁業以外の漁業

改める。

山口県告示第百六十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

越ヶ浜区域	区	域	区	分
				大型定置網漁業及び籠を使用してはいがいをとることを目的とする漁業

山口県告示第百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除予定保安林の所在場所
美祢市東厚保町川東字岩ヶ河内二九二・字道願一一二二七・一一二二九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養かん
 - 三 解除の理由
河川管理施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 保安林の所在場所
萩市川上字椿瀬一〇五二一、一〇五二二、字西谷一四二四六、大字山田字道重一七六二、一一七六四の一
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
萩市大字山田字道重一一七六二・一一七六四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。）

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

下関市西部加入区

山口県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。
その関係図面は、令和八年三月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 光柳井線
道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 (メートル)長	備 考
	新	旧		
熊毛郡田布施町大字麻郷奥字常藤八〇六の二地先から同郡同町の三地先まで	最狭 一一・五	最狭 一六・九	八四五・六	
	最狭 二五・六	最狭 一一・一	八四五・六	

道路の種類 県道
路線名 光上関線
道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 (メートル)長	備 考
	新	旧		
熊毛郡上関町大字長島字新地三〇三の二地先から同郡同町の二地先まで	最狭 七・一	最狭 九・三	三四・二	
	最狭 一一・四	最狭 六・三	三四・二	

山口県告示第百六十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、山口県立柳井高等学校特別教室等新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 山口県立柳井高等学校特別教室等新築工事
- (一) 工事場所 柳井市古開作字西東條六一一番一
- (二) 工事の概要

鉄骨造 二階建	構 造	延 べ 面 積
		九九〇・八四平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の令和八年三月二十六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が八百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し

- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和八年四月十四日から同月十七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和八年五月十八日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―一三八三〇)にすること。

山口県告示第百六十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市清瀬町一丁目二三四の三	五・〇	七四・三	令和八、三、一〇

山口県告示第百六十九号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一の表中 小郡下郷
八四三の八 を 小郡津市
三番一五―二号 に、 小郡下郷
七六八 を

小郡津市
六番四五号 に改める。



(七七) 山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の指定

山口県健康づくりセンター条例(平成九年山口県条例第二号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、山口県健康づくりセンターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人山口県健康福祉財団 山口市吉敷下東三丁目一番一号
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- (一) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
- (二) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
- (三) 条例第六条の許可をすること。
- (四) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

(七八) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事業の名称
県営久賀地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業
- 二 事業の種類
用排水施設の改修
- 三 工事完了の時期
令和三年一月二十八日

- 一 事業の名称
県営久賀地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業
- 二 事業の種類
農道の整備
- 三 工事完了の時期
平成三十一年三月二十八日

- 一 事業の名称
県営久賀地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(畑能庄換地区)
- 二 事業の種類
ほ場の整備
- 三 工事完了の時期
平成二十九年七月二十八日

(七九) 国営緊急農地再編整備事業(南周防地区伊保庄第一換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区伊保庄第一換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類
国営緊急農地再編整備事業(南周防地区伊保庄第一換地区)換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和八年三月三十日から同年四月二十日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(八〇) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山陰西部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(数値図化)
- 二 作業の地域
長門市東深川及び三隅下
- 三 作業の期間
令和七年六月十六日から令和八年一月三十日まで

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量及び水準測量)
- 二 作業の地域
長門市西深川、東深川及び深川湯本
- 三 作業の期間
令和七年七月十日から令和八年一月三十日まで

一 作業の種類

公共測量（UAVレーザ測量）

二 作業の地域

長門市東深川及び三隅下

三 作業の期間

令和七年八月二十一日から令和八年一月三十日まで

（八一）公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下松市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（用地測量）

二 作業の地域

下松市大字平田

三 作業の期間

令和七年七月九日から令和八年三月二十四日まで

（八二）公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中国四国農政局南周防農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

熊毛郡田布施町大字下田布施及び大字麻郷

三 作業の期間

令和七年七月十四日から令和八年二月二十八日まで

（八三）公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、宇部土木建築事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

宇部市善和

三 作業の期間

令和七年七月二十八日から令和八年二月二十七日まで

（八四）公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岩国市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（航空レーザ測量）

二 作業の地域

岩国市

三 作業の期間

令和七年八月七日から令和八年八月三十一日まで

(八五) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量及び水準測量)

二 作業の地域

防府市大字上右田

三 作業の期間

令和七年九月一日から令和八年二月二十七日まで

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量及び写真地図作成)

二 作業の地域

防府市

三 作業の期間

令和七年九月十二日から令和八年三月三十一日まで

一 作業の種類

公共測量(道路台帳図データ作成)

二 作業の地域

防府市

三 作業の期間

令和七年十月十七日から令和八年三月三十一日まで

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

防府市大字田島

三 作業の期間

令和七年十月三十日から令和八年二月十三日まで

(八六) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(航空レーザ測量)

二 作業の地域

周南市

三 作業の期間

令和七年九月十日から令和八年三月三十一日まで

(八七) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、周南農林水産事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

周南市長穂

三 作業の期間

令和七年十月十日から令和八年三月三十一日まで

(八八) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(道路台帳図データ作成)
- 二 作業の地域
下関市
- 三 作業の期間
令和七年十月十五日から令和八年三月十九日まで

(八九) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美祢農林水産事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域
宇部市大字吉見
- 三 作業の期間
令和七年十月二十七日から令和八年三月十九日まで

(九〇) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口農林水産事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量及び現地測量)
- 二 作業の地域
萩市吉部下
- 三 作業の期間
令和七年十一月十二日から令和八年三月三十一日まで

(九一) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関農林水産事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域
下関市大字植田
- 三 作業の期間
令和七年十一月十四日から令和八年三月三十一日まで

- 一 作業の種類
公共測量(現地測量)
- 二 作業の地域
下関市王喜本町一丁目、王喜本町六丁目、松屋上町二丁目及び松屋上町三丁目
- 三 作業の期間
令和七年十二月十日から令和八年三月三十一日まで

(九二) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、光市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(数値撮影(デジタル)及び写真地図作成)

二 作業の地域

光市

三 作業の期間

令和七年十一月十八日から令和八年三月三十一日まで

(九三) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、萩土木建築事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量及びUAVレーザ測量)

二 作業の地域

萩市大字椿東

三 作業の期間

令和八年一月五日から同年三月二日まで

(九四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡田布施町大字下田布施下シガラ

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡田布施町大字下田布施一五三番地三

有限会社竹本木工所

令和八年三月二十七日印刷
令和八年三月二十七日發行

發行人所

山口県知事